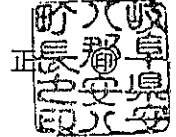


安八町長 堀



安八町が審査庁となった審査請求の処理状況の公表について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第85条の規定に基づき、安八町が審査庁となって裁決を行った審査請求の処理状況について下記のとおり公表する。

記

1. 平成30年度内において安八町が審査庁となった処分に対する審査請求の状況

(単位/件)

処分の根拠 法令の名称	審査請求	取下げ	却下	未決	裁 決		
					認容	一部認容	棄却
地方税法	0					1 ※1	
安八町 情報公開条例	29			29			

※1 平成29年度に審査請求がされたもの

2. 平成30年度内において安八町が審査庁となった不作為に対する審査請求の状況

(単位/件)

処分の根拠 法令の名称	審査請求	取下げ	却下	未決	裁 決		
					認容	一部認容	棄却

送付先・お問合せ先

〒503-0198 安八町氷取161番地

安八町役場総務課 危機管理室

(室長：堀迫 担当：渡邊)

TEL 0584-64-3111 (内線205)